

# 城陽駅東地区地区計画

(平成 6年 2月 8日城陽市告示第 5号)

(平成 8年 5月 24日城陽市告示第36号)

名 称		城陽駅東地区地区計画				
位 置		城陽市寺田北山田、寺田林ノ口及び寺田水度坂				
面 積		約7.4ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市の中央部に位置し、JR城陽駅東地区においては、土地区画整備事業により、宅地及び公共施設の整備が図られ、同地区南方面の既存商業地域と一体となって、市の中心商業地として、土地の高度利用及び商業化が見込まれる地域である。このため、地区計画の策定により、土地区画整理事業の効果の維持・増進を図りつつ、既存商業地域と一体となった健全で利便性の高い商業業務地を形成するとともに、周辺の良い居住環境を形成・保持することを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	<p>駅前広場及びこれにアクセスする都市計画道路城陽駅前線に接する街区をA地区とし、商業業務地としての高度な土地利用を図る。 JR城陽駅以南に位置する近隣商業地域の街区をB地区とし、既存商業地域と一体的に商業業務地としての高度な土地利用の増進を図る。 A地区を囲む街区をC地区とし、商業施設と居住環境が調和した良好な市街地としての土地利用を図る。</p>				
	地区施設の整備方針	<p>土地区画整理事業により整備した地域及び既存商業地域の道路、公園についての地区施設の維持・保全を図る。</p>				
	建築物等の整備方針	<p>1. A地区は、市の玄関口にふさわしい商業業務地の形成を図るため、建築物の規制を行い、高度な商業業務環境の形成を誘導する。 2. B地区は、商業施設と居住環境の調和及び環境悪化を防止するため、建築物の規制を行い、良好な市街地環境の形成を誘導する。 3. C地区は、用途の混在による環境悪化を防止するため、建築物の規制を行い、良好な市街地環境の形成を誘導する。</p>				
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	C地区
		区分の面積		約1.6ha	約4.8ha	約1.0ha
		建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの (4) 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 建築基準法別表第2(と)項第3号に定める事業を営む工場</li> <li>(6) 建築基準法別表第2(と)項第4号に定める物品の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第130条の9で定めるもの</li> <li>(7) 個室付き浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの</li> <li>(8) 都市計画道路城陽駅前線及び城陽駅前交通広場に接する敷地については、建築物の一階部分を住居のみの用途に供するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(6) 建築基準法別表第2(と)項第3号に定める事業を営む工場</li> <li>(7) 建築基準法別表第2(と)項第4号に定める物品の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第130条の9で定めるもの</li> </ul>	
		建築物の敷地面積の最低限度	都市計画道路城陽駅前線及び城陽駅前交通広場に接する敷地については、建築物の敷地面積の最低限度は、200㎡以上でなければならない。	—————	—————

# 城陽駅東地区地区計画

